

令和7年5月30日

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 出 村 光
同 上 野 仁 志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
土木部 下水道経営課（企業会計分） 下水道整備課（企業会計分）
- 2 監査実施日
令和7年3月24日
- 3 監査結果の公表日
令和7年4月25日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 収入事務において、ネーミングライツ契約金について、平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例で定めている督促状を発送していなかった。 関係法令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 （1） ネーミングライツ契約金に係る督促状の未発送については、「平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例」第1条の規定により、納期限までに完納しない者があるときは、遅くとも納期限後30日以内に督促状を発しななければならないことを課内全体で再確認しました。 なお、ネーミングライツ契約金の納付が納期限より遅れてしまう要因は、パートナー企業が設定している定例の支払スケジュールと、納入通知書の到着時期が合わないことによるものでしたが、パートナー企業と調整し、支払スケジュールを見直してもらった結

	果、令和7年度は納期限内に納付されました。また、翌年度以降も同様に対応していきます。
--	--

以 上